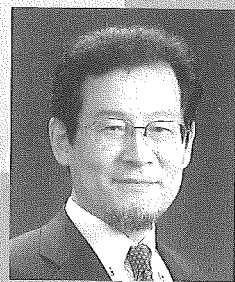


海外ビジネスと腐敗防止の 対策



麗澤大学 外国語学部 教授 同企業倫理研究センター 研究員

梅田 徹

海外ビジネスと不正な利益提供

海外でビジネスをするときに賄賂は「必要悪」と考えられていた時代があった。実際、大手企業の従業員として海外でのビジネス受注に絡んで、自ら「現ナマ」を運んでいたという人の話を聞いたことがある。もっとも、「運んだ」というのは、30年前以上も前の話であって、不正競争防止法の下で外国公務員贈賄行為が犯罪として処罰されるようになってきている今日、賄賂を「必要悪」と考えている企業人はいないと信じたい。

しかしながら、現実はその甘くはない。「必要悪」と考えられているかどうかは別として、海外における贈賄慣行が絶えていないことは、米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA) 関連の摘発件数を見れば明らかである。トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) という、腐敗と闘う国際 NGO が毎年、OECD 外国公務員贈賄防止条約の締約国の海外贈賄規制法の執行状況を調査して報告書を公表しているが、その 2013 年版によれば、2010 年、2011 年、2012 年について、米国が「重大な」制裁を課した海外贈賄関連の重要事件が、それぞれ 21 件、15 件、16 件であった (ちなみに、ドイツは、同期間に 3 件、3 件、5 件、イギリスは、5 件、7 件、1 件であった)。もっとも、日本について言えば、この 3 年間は 1 件も報告されていない。2013 年に、フタバ産業が関わった事件があっ

たが、略式起訴で終わっている。先の報告書の基準で言えば、「重大な」ケースとはみなされない。

日本における「重大な」外国公務員贈賄事件としては、2009 年 3 月に前社長を含む幹部ら 4 人と法人に有罪判決が下されたパシフィック・コンサルタンツ・インターナショナル (PCI) の事例がある。ODA 事業として発注した高速道路建設工事のコンサルティング業務の受注の見返りとして現地の高官に賄賂を渡したことで不正競争防止法違反に問われた事件である。会社関係者らが支払ったとされる約 9000 万円相当の資金は、いわゆる「現ナマ」として現地高官に渡されたことが裁判でも認定された。ネットの時代になっても、「現ナマ」は「足がつかない」と考えられていることをこの事例は物語っている。

ベトナムの ODA 事業絡みで再び

今年 3 月、日本交通技術 (JTC) の海外における不正の支出が報道された。同社が、ベトナム、インドネシア、ウズベキスタンにおける ODA 事業受注の見返りとして政府関係者に多額のリポートを支出していた事実は、東京国税庁の税務調査のなかで把握された。同社は支出先を明かさなかったため、国税局はその支出を「使途秘匿金」と認定し、制裁課税を行った。その後、第三者委員会が設置されて調査が行われた。委員会が発表した報告書によれば、「リポート提供は「業務」

として組織的かつ継続的に行われてきた」という。2009年12月以降に限ってみてもリポートとして支払われた総額は、3カ国合わせて延べ約1億6500万円に上る。報告書は、また、関係者へのインタビューにもとづいて、リポート要求・支払いの経緯等を記録しているが、そのやりとりを見ると、いかに現地の政府関係者が執拗に金銭を要求してきたか、また、JTC側の関係者がその要求に屈してしまったのかが描かれている。

第三者委員会の報告書は、今回の問題が起こった背景には同社にコンプライアンスやガバナンスの体制や意識が欠けていた点を指摘して、次のように評した。すなわち、「JTCに海外贈収賄に対抗するためのコンプライアンス・プログラムは一切存在しなかった。これは鎧をまとわずに戦場に出かけていくのと同じである」と。まったくその通りであると思うと同時に、いまだにこのように鎧をまとわずに戦場に出かけていこうとしていた企業があることが信じられない。JTCにとって同業とも言えるPCIの事件を反面教師とすべきであったにもかかわらず、何の自浄作用も機能しなかったところが問題である。

ちなみに、報告書は、「提言」として、海外腐敗防止のコンプライアンス体制の整備の必要性のほか、不当要求を受けた場合の危機管理対応をあらかじめ決定していくこと、経理部門による内部統制強化、リスクベースアプローチによる内部監査・監査役監査、外部機関による監視を挙げている。海外で事業展開する企業にとっても、最低限取り組んでおく必要のある事柄であろう。また、国ごとの腐敗リスクの大きさに応じたりスクベースの対応が必要だとして、麗澤大学企業倫理研究センターが公表した『外国公務員贈賄防止に関わる内部統制ガイダンス』(R-BEC013)を参照することが推奨されている。

日本の法執行当局の姿勢

日本の外国公務員贈賄罪に関連する日本の法執

行当局の摘発姿勢がOECDから指摘されて久しい。外国公務員贈賄罪が不正競争防止法に盛り込まれた当初は、日本国内で実行された犯罪のみを摘発する立場(「属地主義」)を採っていたが、OECDによる条約フォローアップ体制の中で、「属人主義」の採用を勧告され、2005年の改正により、日本人が海外で外国公務員贈賄行為を行った場合にも、不正競争防止法の下で摘発できるようになった。これにより法執行当局による立件が増えることが期待されたが、摘発件数の増加には直結しなかった。もっとも、先に紹介したPCIの事例も、JTCの事例(電信送金されたウズベキスタンの事例を除いて)も、不正資金の支払いは海外で行われており、不正競争防止法が「属人主義」を採用していなければ摘発できなかった事件であった。その意味では、属人主義の採用は一定の成果をもたらしていると言ってよい。

一方で、属人主義を採用していても日本の当局が摘発できなかった典型的なケースが、2013年11月に発覚した住友化学の海外子会社をめぐる贈賄事件である。住友化学では、殺虫剤を練り込んだマラリア予防のための蚊帳(「オリセットネット」)を世界保健機関に売り込むためにシンガポールの子会社の現地従業員が賄賂を使ったことが明らかになった。日系企業の海外子会社の従業員が日本人ではなかったために日本の不正競争防止法が適用できなかったのである。この点、外国公務員贈賄防止条約のフォローアップの責任を負っているOECDの作業部会が、以前から、日本に対して、法人に対しても属人主義を採用するように求めてきている。住友化学の海外子会社のこの事例はその必要性を認識させた。ただし、現行の法体制では、「法人属人主義」はすぐの実現できるようなものではないであろう。

司法取引の導入による変化

先に示した米国FCPA関連の増加する摘発事例には、米国にとっての外国系企業が含まれてい

る。このことは、米国が自国法の域外適用を活発に行っていることを示している。その中には日本の主要企業も含まれる。2011年にはブリヂストンと日揮が海外における贈賄関連でそれぞれ司法当局との間で約22億円と約189億円の和解金支払いで合意した。また、丸紅は、2012年にナイジェリアのプラント建設に絡む贈賄に関連して約42億円の和解金支払いに合意したほか、2014年には、インドネシアの火力発電所建設に関わる贈賄で約90億円の支払いにも合意している。

米国の当局が積極的な姿勢を見せる背景には、司法取引やおとり捜査といった日本にない捜査手法があることに関係がある。司法取引とは、捜査当局が免責と引き替えに証言を引き出す手法を指す。とりわけ、証拠を把握しづらい海外における贈賄関連の事件において、司法取引は非常に大きな力を発揮する。その司法取引が日本にも導入される可能性が強くなった。

今年7月、法務省法制審議会の特別部会が司法取引の導入を柱とする答申案を決定した。銃器や薬物犯罪のほか、汚職などの経済犯罪に適用される予定である。司法取引の導入が海外贈賄事件の摘発増に貢献することが期待される。もっとも、導入が予定されている司法取引は、「他人の犯罪」を明らかにした場合に限定されるようである。「自分の犯罪」を進んで認めた場合に刑罰の減免を行う独禁法の下で用いられている、いわゆるリーニエンス制度とは異なったものになりそうだ。

ファシリテーション・ペイメントの問題

最後に、ファシリテーション・ペイメントについて筆者の考えているところを述べておきたい。発展途上国や新興国では、税関や入国管理あるいは地方の役所などで公務員（通常は下級の公務員）が少額の金銭を要求してくることが常態化している。現地に進出した日系企業の関係者にとっては、不正競争防止法の下で禁止されている賄賂にあたるのではないかとということで、悩んでいるという

話を聞いたことがある。米国のFCPAの下では、公務員の行為を促進するような日常的な支払いについては抗弁条項が用意されているが、日本の不正競争防止法にはそのような例外規定はない。

経済産業省が発行している「外国公務員贈賄防止指針」では、「我が国の不正競争防止法においては、少額のFacilitation Paymentsに関する規定を置いておらず、少額のFacilitation Paymentsであるということを理由としては処罰を免れることはできない」と書かれている。少額でも処罰される可能性はあるから十分に気をつけよという警告なのであるが、かえって問題の所在をわかりにくくさせているように思われる。OECDの作業部会の姿勢は、規制の対象外であるならば、法律の中に明確に規定すべきであるというものである。日本の不正競争防止法では、そのような規定はないのに、「指針」のような文書で許容するような表現は謹むべきであることを強調してきている。

私は、ファシリテーション・ペイメントについては処罰しないとする米国の姿勢の法を評価したい。なぜならば、(賄賂が国内で発生する可能性があるのと違い) ファシリテーション・ペイメントが実際に発生するのは海外である。しかも、ある少額の支払いが不正なものだとしても、本国の当局がそれを摘発し立件すること自体、現実的ではない。仮に、不正であるがゆえにそれを摘発・立件する必要があるならば、現地の法執行当局がそうすればよいのであって、支払いを行った企業人の本国の当局が出しゃばるような問題ではない。もっとも、かく言うことは、日系企業が海外現地の公務員から求められるがまま怪しい支払いを続けてよいということにはならない。支払わないですむようなものであれば、できるだけ節減努力をするというのが企業倫理の求められるところである。